

2006/11/29

木酢液・竹酢液の規格

木竹酢液認証協議会

1. 適用の範囲

この規格は農業用資材(消臭剤・動物用忌避剤を含む)に供する木酢液・竹酢液について規定する。

2. 用語の定義

(1) 粗木酢液・竹酢液

炭化炉(土窯・レンガ窯など)あるいは乾留炉により、木材・竹材を炭化する時に生じる排煙を冷却・凝縮させた液体。

(2) 木酢液・竹酢液

粗木酢液・竹酢液を90日以上静置し、上層の軽質油、下層の沈降タールを除いた中層の液体。

(3) 蒸留

液体の混合物を加熱し、沸点の差を利用して分離、濃縮する操作。

(4) 蒸留木酢液・竹酢液

粗木酢液・竹酢液又は木酢液・竹酢液を蒸留したもの。

3. 種類

木酢液・竹酢液と蒸留木酢液・竹酢液とする。

4. 原材料

原材料を下記の(1)～(4)の4種類に区分する。

(1) 広葉樹(ナラ、クヌギ、ブナ、カシ、シイなど)

(2) 針葉樹(スギ、ヒノキ、マツ、ツガなど)

(3) タケ類(タケ、ササ類)

(4) その他(オガ粉、樹皮、オガライト及び上記原材料の混合物)

但し、上記原材料には原材料以外の異物を含まないものとする。

(5) 除外する原材料

① 住宅・家具などの廃材

② 殺虫消毒された木材(剪定枝、輸入木材、松くい虫の被害木など)

③ 防腐処理された木材(枕木、杭木、電柱など)

5. 品質

木酢液・竹酢液及び蒸留木酢液・竹酢液は「8の試験方法」に則り下記の項目を試験し、付表1に示す内容に適合するものとする。

- (1) pH
- (2) 比重
- (3) 酸度 (%)
- (4) 色調・透明度

6. 製造方法

(1) 製造装置

粗木酢液・竹酢液の製造装置は炭化炉(土窯・レンガ窯など)あるいは乾留炉とする。排煙口の温度 80℃以上 150℃未満で得られた排煙を冷却する(但し、蒸留木酢液・竹酢液はその限りではない)。排煙を冷却、凝縮する採取装置、貯留、ろ過等の処理装置はステンレス(SUS304以上の耐酸性を有するもの)、ガラス、ほうろう引き等の処理を施された素材、木材など耐酸性の材料を用いたものを使用する。

(2) 精製

粗木酢液・竹酢液を90日以上静置した後、上層の軽質油を除去、さらに中層部分を下層の沈降タールから分液する。ほかに蒸留による精製、各種ろ材を用いたろ過による精製を含む。

(3) 蒸留

常圧蒸留、または減圧蒸留による。

(4) 貯蔵

耐酸性、遮光性のある容器で、冷暗所に貯蔵するのが望ましい。

7. 試料の採取方法

試料の採取方法は次による。

(1) ロット

1ロットとは、同一の製造条件で製造したものを同一場所で同時に混合して作られた、同一品質とみなすことができる製品の集まりをいう。

(2) 試料の採取

各ロットごとに試料を採取し、これを試験に供する。採取量は10とする。

8. 試験方法

(1) pH

JIS Z 8802、あるいはペーハー試験紙により測定する。

(2) 比重

標準比重計を用い、液温 15℃～25℃において測定する。

(3) 酸度 (%)

木酢液・竹酢液の酸性を酢酸によるものと仮定して計算する。木酢液・竹酢液 1ml の 100 倍液にフェノールフタレン液数滴を加え、2%NaOH または 0.1 規定 NaOH 液を徐々に加えて中和点を求める。

(4) 色調・透明度

色調、濁りを裸眼で判定する。

9. 容器

耐酸性容器を用いる。

10. 表示

木酢液・竹酢液の容器等には下記の事項を表示する。

(1) 木酢液・竹酢液の種類

(2) 原材料

(3) 炭化炉の種類

(4) 商品名

(5) 内容量

リットル (l)、ミリリットル (ml)

(6) 製造年月

((1) の木酢液・竹酢液を製造した年月とする。)

(7) pH、比重、酸度 (%)

(8) 製造者または販売者の氏名及び住所

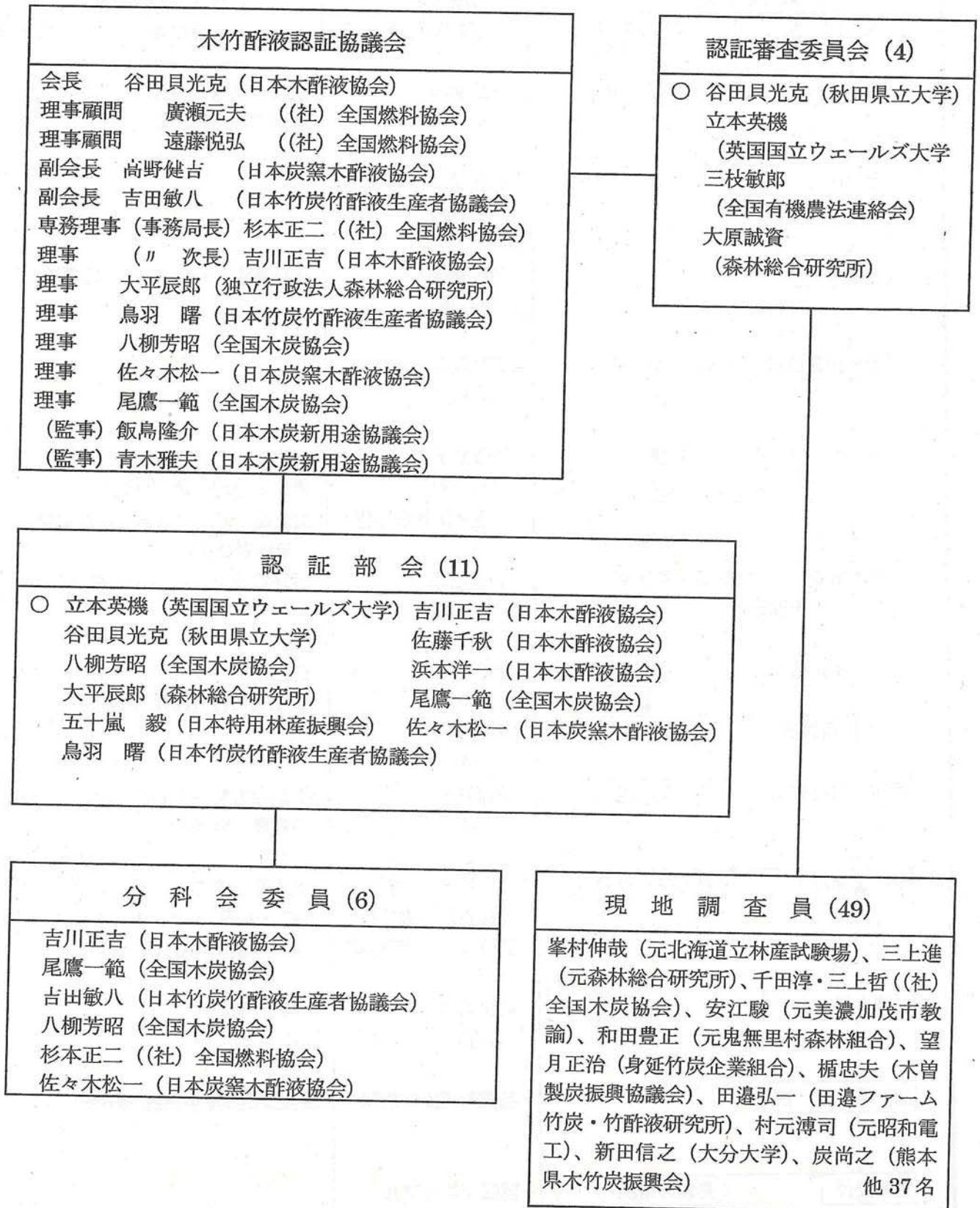
付表 1 品質に係わる試験項目及び適合範囲

	木酢液・竹酢液	蒸留木酢液・竹酢液
pH	1.5 ~ 3.7	
比重	1.005 以上	1.001 以上
酸度	2 ~ 12 (%)	
色調・透明度	黄色～淡赤褐色～赤褐色 透明（浮遊物なし）	無色～淡黄色～淡赤褐色 透明（浮遊物なし）

木竹酢液認証協議会「木酢液・竹酢液の規格」 認証制度フローシート

認証の手順		規程類 (該当項目)	作成書類 (様式) 費用等
協議会	申請者		
申請受付	認証申請	認証基準 (4.1、4.2 項)	認証申請書 (様式 2) 申請料 1 万円、審査料 1 万円
書類確認	修正	認証基準 (4.2 項)	
文書審査		認証基準 (4.5 項)	認証審査チェックシート (様式 4-1)
現地調査通知	同意	認証基準 (4.4 項)	
現地調査 (サンプリング)	設備・工程 (製品)	認証基準 (4.6 項) 認証費用管理規程	点検シート (様式 1) 現地調査報告書 (様式 5) 調査費 1 万円/日当、旅費実費 (申請者負担)
本審査 (認証審査委員会)		認証基準 (4.7 項)	認証審査チェックシート (様式 4-1)
適合			
不適合	是正通知	認証基準 (5 項)	是正処置チェックシート (様式 4-2)
	是正		
	報告書	認証基準 (5 項)	是正通知書 (様式 6-1)
	再評価		
	通知・同意確認	認証基準 (6 項)	審査結果通知書 (様式 6-2) 同意書 (様式 7)
	同意		
認証書発行	認証マーク表示	認証基準 (6 項) 認証費用管理規程 認証マーク管理規程	認証書 (様式 8)、有効期間 5 年 版権 3 万円、ラベル代 2 円/1 枚 マーク使用料 0.5 円/ℓ
名簿登録・公表		認証基準 (7 項)	台帳 (様式 9)
品質監視		品質監視実施規程	品質監視実施申請書 (様式 3)
更新受付	更新の申請	認証マニュアル (11 項) 認証費用管理規程	申請料 1 万円、審査料 1 万円

木竹酢液認証システム体制図



認証審査委員会で認証された認証業者及び製品区分

認証業者：総計 80 名 製品区分：総計 101 件

木竹酢液認証協議会

第 1 回（H17 年 6 月 20 日）、第 2 回（9 月 21 日）、第 3 回（12 月 21 日）認証審査委員会で認証された認証業者及び製品区分 認証業者：51 名 製品区分：63 件

No	認証業者名	認証番号 () 内は認証された製品区分	所在地
1	(有) 谷地林業	05001 (木酢液)	岩手県
2	尾鷹林業 (株)	05002 (木酢液) 05003 (蒸留木酢液)	熊本県
3	(有) 福富産業	05004 (竹酢液) 05005 (蒸留竹酢液)	福岡県
4	身延竹炭企業組合	05006 (竹酢液) 05026 (蒸留竹酢液)	山梨県
5	北部産業 (株)	05007 (木酢液) 05008 (蒸留木酢液)	岩手県
6	㈱グローバル伸和製薬 ※	05009 (木酢液)	岩手県
7	(株) チャコ	05010 (木酢液) 05011 (蒸留木酢液)	岩手県
8	協同組合チャコール・コア軽 ※	05012 (木酢液) 05013 (蒸留木酢液)	岩手県
9	農研テクノ (株)	05014 (木酢液) 05015 (蒸留木酢液)	東京都
10	(有) 東海マシン工業	05016 (蒸留竹酢液)	岐阜県
11	(株) 西塚商店	05017 (木酢液) 05018 (蒸留木酢液)	岩手県
12	岩手炭商	05019 (木酢液)	岩手県
13	森林テクノセンター	05020 (木酢液)	香川県
14	橘 建美	05021 (蒸留木酢液)	秋田県
15	日の丸竹工(有)	05022 (竹酢液)	鹿児島県
16	北秋田市木酢生産組合 ※	05023 (木酢液)	秋田県
17	ホートク物産㈱	05024 (木酢液) 05025 (蒸留木酢液)	福島県
18	大子町森林組合	05027 (木酢液)	茨城県
19	山本惣五郎	05028 (竹酢液)	千葉県
20	笹倉竹炭竹馬の友	05029 (竹酢液)	兵庫県
21	自然素材工房 備木樹	05030 (木酢液)	滋賀県
22	早瀬野木炭生産組合	05031 (木酢液)	青森県

※ 生産又は販売を中止した認証業者

23	笹川流れ すみれ工房	05032 (竹酢液)		新潟県
24	山井薪炭	05033 (木酢液)		岩手県
25	鈴木農林	05034 (木酢液)		岩手県
26	長内産業 ※	05035 (木酢液)		岩手県
27	小浜竹炭生産組合	05036 (竹酢液)	05037 (蒸留竹酢液)	福井県
28	藤田吉男	05038 (竹酢液)		福井県
29	山田光雄	05039 (竹酢液)		福井県
30	筋生野竹炭生産組合	05040 (竹酢液)		福井県
31	越前竹炭生産組合	05041 (竹酢液)		福井県
32	宇野 明	05042 (木酢液)		福井県
33	青木哲介	05043 (木酢液)		福井県
34	内藤 緑	05044 (木酢液)		福井県
35	清水町製炭組合	05045 (木酢液)		福井県
36	上東新宮薪炭生産組合	05046 (蒸留竹酢液)		山口県
37	ガイアシステム(株)	05047 (竹酢液)		静岡県
38	伊藤清志	05048 (蒸留竹酢液)		山口県
39	下川ふるさと興業協同組合	05049 (木酢液)		北海道
40	みなべ川森林組合	05050 (木酢液)		和歌山県
41	(株)南栄炭化事業所 ※	05051 (木酢液)		熊本県
42	三協竹炭 ※	05052 (蒸留竹酢液)		山口県
43	市貝町木炭組合	05053 (木酢液)		栃木県
44	日高勝三郎商店	05054 (木酢液)		宮崎県
45	小坂町森林組合	05055 (木酢液)		岐阜県
46	炭工房かざま	05056 (木酢液)		長野県
47	田邊ファーム 竹炭・竹酢液研究所	05057 (竹酢液)	05058 (蒸留竹酢液)	千葉県
48	(有)志田工房	05059 (木酢液)	05060 (竹酢液)	岡山県
49	スリーエス福井	05061 (竹酢液)		福井県
50	(株)鈴木工業所	05062 (蒸留竹酢液)		千葉県
51	竹炭衛門の会	05063 (蒸留竹酢液)		山口県

※ 生産又は販売を中止した認証業者

第4回（H18年4月28日）認証審査委員会で認証された認証業者及び製品区分

認証業者：8名（この内1名は再度の申請者） 製品区分：11件

No	認証業者名	認証番号（ ）内は認証された製品区分	所在地
52	中島商事 ㈱	06001（蒸留木酢液）	愛知県
53	紫波町	06002（蒸留木酢液）	岩手県
	伊藤清志 No.38と同一申請者	06003（竹酢液） 06004（木酢液） 06005（蒸留木酢液）	山口県
54	とよの郷 うみともりの研究所 ※	06006（蒸留竹酢液）	大分県
55	上野村役場	06007（木酢液）	群馬県
56	（有）今関商店	06008（蒸留竹酢液）	千葉県
57	尾瀬須藤林産	06009（木酢液） 06010（蒸留木酢液）	群馬県
58	杉本英夫	06011（木酢液）	福井県

※ 生産又は販売を中止した認証業者

第5回（H18年10月6日）及び第6回（H19年2月9日）認証審査委員会で認証された認証業者及び製品区分

認証業者：9名 製品区分：11件

No	認証業者名	認証番号（ ）内は認証された製品区分	所在地
59	柿原炭生産組合	06012（竹酢液）	鳥取県
60	（有）明るい農村	06013（竹酢液） 06014（蒸留竹酢液）	熊本県
61	新日本炭化工業（有）	06015（木酢液）	熊本県
62	田中重博 ※	06016（竹酢液）	熊本県
63	ゆたか竹炭	06017（竹酢液）	熊本県
64	佐方木竹炭 ※	06018（竹酢液） 06019（木酢液）	熊本県
65	（有）高富物産	06020（木酢液）	鹿児島県
66	遠目木酢液生産組合 ※	06021（木酢液）	長崎県
67	特定非営利活動法人リアライズ	06022（蒸留木酢液）	福岡県

※ 生産又は販売を中止した認証業者

第7回 (H19年9月7日)、第8回 (H20年2月28日)、第9回 (H20年9月25日)、
 第10回 (H21年3月9日)、第11回 (H21年6月25日)、第12回 (H21年9月30日)、
 第13回 (H22年3月5日) 及び第14回 (H22年9月9日) 認証審査委員会で認証され
 た認証業者及び製品区分

認証業者：13名 製品区分：16件

No	認証業者名	認証番号 () 内は認証された製品区分	所在地
68	はじめ農場	07001 (竹酢液) 07002 (蒸留竹酢液)	群馬県
69	(財) 名古屋市民休暇村管理公社	07003 (木酢液)	長野県
70	大野製炭工場	07004 (木酢液)	石川県
71	田沢木炭	07005 (木酢液)	岩手県
72	名田庄総合木炭	08001 (木酢液)	福井県
73	角崎 守	08002 (竹酢液)	福井県
74	㈱ 会友	09001 (木酢液)	千葉県
75	㈱ 佐藤興業	09002 (竹酢液) 09003 (蒸留竹酢液)	宮崎県
76	やまぐち竹炭の里環境事業 協同組合	09004 (竹酢液)	山口県
77	竹炭工房 ひなた	10001 (竹酢液)	岩手県
78	㈱ ラウムランドスケープ	10002 (木酢液)	北海道
79	竹炭工房ひっぽ	10003 (木酢液) 10004 (竹酢液)	富城県
80	炭窯げんさ	10005 (竹酢液)	岐阜県

※ 生産又は販売を中止した認証業者

次回 (第16回) の認証審査委員会開催予定年月 : 平成24年3月

申請時の提出文書 : ①申請書 ②製造工程図 ③公的機関でのpH, 比重、酸度の分析データ

公的機関での分析は約1ヶ月かかりますので、早めに分析を依頼し
 てください。